

議事要旨(5)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、セグメント情報開示専門委員会における検討状況として、「セグメント情報及び関連情報の開示に関する会計基準（案）」に基づき、会計基準の「基本原則」の位置づけ、減損損失及びのれんのセグメント別開示等について説明がなされた。その後の審議状況は次のとおりである。

（マネジメント・アプローチを導入する理由について）

- ・ マネジメント・アプローチを導入する理由について、現在の文案の内容では説得力に欠けると考える。特に、マネジメント・アプローチを導入することにより、企業間の比較や同一企業の年度間の比較が困難になる短所があるため、その短所を上回るマネジメント・アプローチの財務情報としての有用性を明らかにすべきであるとの意見があった。

（基本原則）

- ・ 基本原則において、「財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性があると考えられる情報を開示すべきではない。」としているが、マネジメント・アプローチの考え方との関係でこの記述が事務局の意図以上に厳格な解釈にならないような表現の修正を検討すべきであるとの意見があった。

（事業セグメント及び報告セグメントの決定について）

- ・ 事業セグメントの決定に際して、「企業の最高経営意思決定機関となる個人又は会議体を特定する必要がある。」としているが、国際的な会計基準ではここまで定めていない。特定の個人又は会議体によってすべての事項についての意思決定がなされていない場合があることも考慮すべきであるとの意見があった。
- ・ 各連結子会社の個別財務諸表に基づいて最高経営意思決定機関の意思決定が行われている場合の事業セグメントの識別に関する現行の記載は、文意が不明確である。また、当該規定の結論の背景においては、連結子会社の取扱いという細かい話にまで言及しているが、こうした記載の必要性についても再検討すべきであるとの意見があった。

（セグメント情報の開示項目について）

- ・ セグメント情報に開示される項目や利益区分が、企業によって異なるのであれば、投資家にとって使いにくい情報となってしまうのではないかとの意見があった。一方で、マネジメント・アプローチを採用する以上、開示する情報は、企業が作成する意思決定のための情報を基礎とすべきであり、国際的な会計基準もそうした取扱いになっているとの意見もあった。

- ・ セグメント情報の開示項目について、「重要性の乏しい項目の開示を省略することができる。」旨を定めるという事務局案は、経営者が使用している情報を基礎とした情報を開示するというマネジメント・アプローチの前提と矛盾するのではないかとの意見があった。一方で、マネジメント・アプローチの実務への円滑な導入という観点から、事務局案のように、開示にあたって重要性を考慮する旨を記載することが適当なのではないかとの意見もあった。

(減損損失とのれんの報告セグメント別の開示について)

- ・ 減損損失とのれんの報告セグメント別情報を企業に求めるという事務局案に賛成するとの意見があった。

(適用時期について)

- ・ 適用時期については、現在検討を進めている他の会計基準の適用時期とのバランスを、財務諸表の作成者及び利用者の双方の観点から、十分に検討して決定すべきであるとの意見があった。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととした。

以上